

令和8年度 教員選考専門員（会計年度任用職員）勤務条件

項目	内容
職名	教員選考専門員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※ 任用後原則1月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。</p> <p>※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、<u>期間を定めた任用</u>であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</p>
勤務職場	教育庁人事部試験課執務室（所属：教育庁人事部選考課）
職務内容	<p>(1) 教員採用候補者選考の試験問題の作成、検討、点検、採点に関する業務</p> <p>(2) 教育管理職選考等昇任選考の試験問題の作成・検討、点検、採点に関する業務</p> <p>(3) その他選考事務に関する業務</p>
勤務日数	月16日
勤務時間	<p>午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>※ オフピーク出勤等による変更の場合あり。教員採用候補者選考の実施日については、所定勤務時間を超える勤務あり</p>
休憩時間	<p>正午から午後1時まで</p> <p>※ ただし、業務都合、オフピーク取得等による変更の場合あり</p>
休暇等	<p>(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>(無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p> <p>※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。</p>
報酬等	<p>報酬：月額 208,100円（通勤手当相当額を別途支給（上限あり））</p> <p>※ 原則として月の1日から末日までの期間分を当月の15日に口座振込により支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給</p> <p>※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり</p> <p>旅費：公務により出張した場合に、規定により旅費を支給</p>
社会保険等	各種法令等の定めるところにより、公立学校共済組合（短期給付及び福祉事業）、厚生年金保険及び雇用保険を適用
その他	<p>健康診断：常勤職員に準じて実施</p> <p>公務災害補償：「東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」又は「労働者災害補償保険法」の定めるところによります。</p>